

別表第2（第2条関係）

所得区分

所得区分	左に係る対象者の区分
一定以上 所得者	他のいずれの区分にも入らない対象者
一 般	対象者及び対象者と生計を一にする者について、療養を受けた月の属する年の前年（療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の所得の額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第7条第1項の規定により算定した金額をいう。）が、それぞれ同条第2項に定める額未満である場合における当該対象者（低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。）
低所得Ⅱ	対象者及び対象者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度（療養を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。））を課されない者（各市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市町村民税所得割非課税者」という。）である場合における当該対象者（低所得Ⅰの区分に属する者を除く。）
低所得Ⅰ	対象者及び対象者と生計を一にする者が、市町村民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）が零である場合における当該対象者

備考

- この表において「対象者と生計を一にする者」とは、当該対象者の加入している医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定による被保険者（当該対象者以外の者であつて、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。）、当該対象

者の加入している国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者医療制度の被保険者（当該対象者以外の者であつて、かつ、当該対象者と同一の世帯に属する者に限る。）及び当該対象者と同一の住民基本台帳上の世帯に属する者をいう。

- 2 この表の適用に当たって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えるものとする。
- 3 この表の低所得Ⅱの項における所得割が課されない者に係る課税所得金額の算定に当たっては、地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項の規定による控除対象者（同項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有する者」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用する。）を扶養親族として有する者にあつては同項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により算定するものとする。
- 4 この表の低所得Ⅰの項における合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合、同項における合計所得金額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。